

八戸市農業委員会 8 月総会議事録

日時：令和8年8月10日（月）午後1時30分

場所：八戸市庁別館2階 会議室C

出席委員

農業委員 19 名中 17 名

1 番 坂下 国男 出	2 番 外館 政博 出	3 番 木村 武美 出	4 番 山道 佳奈子 出
5 番 松橋 剛志 出	6 番 籠田 悦子 出	7 番 加藤 浩幸 出	8 番 澤向 敏一 出
9 番 森 光男 出	10 番 三浦 豊 出	11 番 上野 弘美 出	12 番 谷地 秀典 出
13 番 明戸 政勝 出	14 番 在家 寛人 欠	15 番 阿達 福壽 出	16 番 内沢 豊 出
17 番 寺沢 和則 出	18 番 赤坂 英夫 出	19 番 馬場 豊 欠	

農地利用最適化推進委員 22 名中 21 名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 出	3 番 木村 愛佳 出	4 番 坂本 久直 出
5 番 上村 隆雄 出	6 番 上野 輝彦 出	7 番 山下 寿史 出	8 番 永田 章彦 出
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 出
13 番 梅津 孝敏 出	14 番 橘 由正 出	15 番 磯嶋 榮助 出	16 番 岩崎 聖山 出
17 番 谷川 幸雄 出	18 番 西 国彦 出	19 番 松石 香織 欠	20 番 上明戸 桂 出
21 番 村上 正人 出	22 番 森 庄次郎 出		

職務のため出席した職員

事務局長 久保 昌広、事務局次長（農地GL）中里 紀文、農業経営支援GL 平脇 千秋、
主幹 小井川 健、主査 矢田 一輝、主事 和山 翔紀、主事 大橋 康平

会長	皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
会長	はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。
久保事務局長	事務局の久保から御報告いたします。 本日は、在家委員、馬場委員、松石推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。
久保事務局長	それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。 唱和は全員御起立の上、赤坂 英夫 委員の御発声に続いてお願いいたします。
	【憲章唱和】
久保事務局長	ありがとうございました。 それでは、会長、よろしくお願いいたします。
会長	本日は御出席いただきましてありがとうございます。まずは令和8年熊本地震でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心から御見舞いを申し上げたいと思います。1日も早く平穏な日常が戻ることを切に願っております。さて、当委員会は今年委員改選という節目を迎え、7月15日に農業委員19名が市長から任命され、先ほど農地利用最適化推進委員22名が委嘱され、41名の委員により新たな体制で始動します。本日は両委員揃っての初めての総会であり、また、研修等もありますのでよろしくお願いいたします。これから3年間お互いに協力し、情報を共有しながら農業委員会業務に取り組み努めていただきますようよろしくお願い申し上げます。 それでは本日の議事につきまして慎重に御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、御手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、

3 番 木村武美委員、4 番 山道佳奈子委員の両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 35 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

三浦委員

三浦から報告いたします。去る 7 月 27 日、森農業委員と市庁別館 7 階会議室 A において、番号 55 番から番号 57 番を調査してまいりました。資料の 1 ページをお開き願います。いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 55 番

まず、番号 55 番について報告いたします。調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は渡人の要望のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありまし

たが、令和8年7月12日付けで解約済みです。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は1km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は40年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男2人、女1人で、すべて農業専従者です。農機具保有状況について、トラクターおよび田植機を各1台所有しております。

3条 56 番

続きまして、番号56番について報告します。調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、ブルーベリーです。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、ありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は5km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は55年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男1人、女1人で、すべて農業専従者です。農機具保有状況について、トラクターおよび軽トラックを各1台所有しております。

3条 57 番

続きまして、番号57番について報告します。調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、受人が令和6年9月、令和7年12月、令和8年1月、2月、4月、5月および6月に、いずれも田を規模拡大のため取得しております。また、渡人が令和7年11月に、畑を労力不足のため贈与しております。申請地周囲の状況ですが、通作距離は10km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は30年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男1人、女1人で、すべて兼業者です。農機具保有状況について、トラクター、コンバイ

ン、田植機を各1台所有しております。調査の結果、いずれの案件も許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

森委員

森から報告いたします。去る7月27日、三浦農業委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、番号58番と番号59番を調査してまいりました。資料の2ページをお開き願います。いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条58番

まず、番号58番について報告いたします。調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、親戚です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、じゃがいもです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は100mで隣接する自宅からの距離です。耕作道はありませんが、隣地にある受人所有の自宅を通じて耕作するとのこと。受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化について、111㎡の畑のみあり、休耕地・山林地なしです。農業経験は20年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男1人、女1人で、すべて兼業者です。農機具保有状況について、トラクター、耕運機および草刈機を各1台所有しております。

3条59番

続きまして、番号59番について報告します。調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は兄弟です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は新規就農のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻、大豆、小豆、りんごです。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、ありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は5km、耕作道は3,345㎡の畑のみなしですが、隣接する土地の所有者から通行承諾を得ております。受人の耕作地なし、農地集団化について、6,629㎡、2,414㎡の畑のみなし、宅地化なし、休耕地・山林地は、6,629㎡、2,414㎡の畑のみなしです。農業経験は20年で、地域農業への影響はありません。年金、税

猶予等はありません。世帯員は、男１人で、農業専従者です。農機具保有状況について、草刈機３台、トラクター、軽トラック、田植機および噴霧器を各１台所有しております。調査の結果、いずれの案件も許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

（なしの声あり）

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本案を許可することに御異議ございませんか。

（なしの声あり）

会長

御異議なしと認めます。

よって、本案は許可することに決しました。

日程第３

次に、日程第３、議案第３６号、令和８年度第５号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見についてを議題といたします。

会長

それでは、農業政策課から説明をお願いいたします。

小井川主幹

農業政策課の小井川から御説明いたします。資料３ページを御覧ください。

今回の利用権設定件数は賃貸借１２件、使用貸借７件の計１９件、借り手及び貸し手の人数は、借り手１０名、貸し手１６名、利用権設定面積は５４,８６４㎡です。

公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものです。借り手及び貸し手の住所氏名、利用権を設定する土地の表示等は資料記載のとおりです。

促進計画 1 番	番号 1 番はねぎを作付けするために 2 年間賃貸借するもので、賃借料は 10a 当たり 7,700 円です。
促進計画 2、3 番	番号 2 番と 3 番は同一の借り手がにんにくを作付けするものです。番号 2 番は 5 年間賃貸借するもので、賃借料は 10a 当たり 1,000 円、番号 3 番は 5 年間使用貸借するものです。
促進計画 4 番	番号 4 番は水稻を作付けするために 5 年間賃貸借するもので、賃借料は 10a 当たり 17,100 円です。
促進計画 5～13 番	番号 5 番から 13 番は同一の借り手が水稻を作付けするものです。番号 5 番は 5 年間、番号 6 番から 10 番は 1 年間賃貸借するもので、賃借料は 10a 当たり 7,600 円です。番号 11 番から 13 番は 1 年間使用貸借するものです。
促進計画 14 番	番号 14 番はにんじんを作付けするために 2 年間賃貸借するもので、賃借料は 10a 当たり 4,500 円です。
促進計画 15～17 番	番号 15 番から 17 番は同一の借り手が水稻を作付けするために、20 年間使用貸借するものです。
促進計画 18 番	番号 18 番は水稻を作付けするために 10 年間賃貸借するもので、賃借料は 10a 当たり 10,000 円です。
促進計画 19 番	番号 19 番は水稻を作付けするために 3 年間賃貸借するもので、賃借料は 10a 当たり 9,400 円です。
	市の公告年月日は令和 8 年 9 月 18 日を予定しています。以上、説明を終わります。
会長	ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。
	(なしの声あり)
会長	御質疑等なしと認めます。
	委員の皆様にお諮りいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しましたので、促進計画案について「すべて適当」である旨、八戸市長に回答いたします。

日程第 4

会長

次に、日程第 4、報告第 29 号、農地法第 3 条の 3 の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

和山主事

事務局の和山から御報告いたします。この案件は、相続等届出の 7 月分でございます。資料の 7 ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

今回の届出は、資料 7 ページの番号 91 番から資料 10 ページの番号 100 番までの計 10 件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類は、いずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望はいずれもなしとなっております。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

日程第 5

日程第 6

次に、日程第 5、報告第 30 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について及び日程第 6、報告第 31 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規

会長	定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。
矢田主査	事務局の矢田から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の４条及び５条農地転用届出の７月分でございます。 はじめに、４条届出につきまして御報告いたします。資料の１１ページをお開き願います。 申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
４条４番	番号４番、転用目的は住宅１棟建築でございます。
４条５番	番号５番、転用目的は共同住宅２棟建築でございます。
４条６番	番号６番、転用目的は住宅１棟建築でございます。
	続きまして、５条届出につきまして御報告いたします。資料の１３ページをお開き願います。 譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
５条４１～４３番	番号４１番、番号４２番、番号４３番、転用目的は、住宅１棟建築でございます。次ページをお開き願います。
５条４４，４５番	番号４４番、番号４５番、転用目的は駐車場でございます。
５条４６番	番号４６番、転用目的は公衆用通路でございます。
	次ページをお開き願います。
５条４７番	番号４７番、転用目的は事務所１棟建築でございます。
５条４８番	番号４８番、転用目的は宅地分譲でございます。
５条４９番	番号４９番、転用目的は建売住宅３棟建築でございます。
	いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

日程第 7

会長

次に、日程第 7、報告第 32 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

大橋主事

事務局の大橋から御報告の前に資料の訂正をお願いいたします。資料の 17 ページを御覧願います。番号 21 番の 2,415 m²の田については、正しくは 1,425 m²の田となります。それでは報告に戻ります。この案件は、18 条合意解約の 7 月分でございます。資料の 17 ページを御覧願います。

賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18 条 21 番

番号 21 番は、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

18 条 22 番

番号 22 番は、農地中間管理事業に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

受理通知年月日は、令和 8 年 8 月 17 日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

(閉会午後 1 時 55 分)